

中小企業信用保険法第2条第5項
第5号の規定による認定申請書 (イ - ⑤)

年 月 日

[あて先]
豊中市長 長内繁樹

申請者
住 所 _____
氏 名(名称及び代表者の氏名)

私は、_____業(注2)を営んでいるが、新型コロナウイルス感染症の影響に起因して、下記のとおり、_____ (注3)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。
記

売上高等

(イ) 最近1か月間(※)の売上高等

$\frac{B - A}{B} \times 100$	主たる業種の減少率	%
	全体の減少率	%
A : 申込み時点における最近1か月間の売上高等	主たる業種の売上高等	円
	全体の売上高等	円
B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等	主たる業種の売上高等	円
	全体の売上高等	円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

$\frac{(B + D) - (A + C)}{B + D} \times 100$	主たる業種の減少率	% (実績見込み)
	全体の減少率	% (実績見込み)
C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等	主たる業種の売上高等	円
	全体の売上高等	円
D : Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等	主たる業種の売上高等	円
	全体の売上高等	円

(注1) 本様式は、主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) _____には、主たる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。

(注3) _____には、「売上高の減少」又は「販売数量の減少」等を入れる。

(※) 最近1か月の売上高と前年同月比との比較が適当では無い場合にあつては、最近1か月を含む2~6か月の売上高の月平均(実績)と前年同期の月平均(実績)との比較が可能です。

(留意事項) ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

第 号

令和 年 月 日
(年)

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
(年) (年)

認定者 豊中市長 長内繁樹

起案
決裁

係	係長	課長補佐	主幹	課長	して認と以 いよ定お下 かろしりの

様式第5 - (イ) - ⑤

認定権者記載欄

中小企業信用保険法第2条第5項
第5号の規定による認定申請書 (イ - ⑤)

年 月 日

[あて先]
豊中市長 長内繁樹

申請者
住 所 _____
氏 名(名称及び代表者の氏名)

私は、_____業(注2)を営んでいるが、新型コロナウイルス感染症の影響に起因して、下記のとおり、_____ (注3)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。
記

売上高等

(イ) 最近1か月間(※)の売上高等

$\frac{B - A}{B} \times 100$	主たる業種の減少率	%
	全体の減少率	%
A: 申込み時点における最近1か月間の売上高等	主たる業種の売上高等	円
	全体の売上高等	円
B: Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等	主たる業種の売上高等	円
	全体の売上高等	円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

$\frac{(B + D) - (A + C)}{B + D} \times 100$	主たる業種の減少率	% (実績見込み)
	全体の減少率	% (実績見込み)
C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等	主たる業種の売上高等	円
	全体の売上高等	円
D: Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等	主たる業種の売上高等	円
	全体の売上高等	円

(注1) 本様式は、主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) _____には、主たる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。

(注3) _____には、「売上高の減少」又は「販売数量の減少」等を入れる。

(※) 最近1か月の売上高と前年同月比との比較が適当では無い場合にあつては、最近1か月を含む2~6か月の売上高の月平均(実績)と前年同期の月平均(実績)との比較が可能です。

(留意事項) ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

第 号
令和 年 月 日
(年)

豊中市長 長内繁樹